

# 低所得の高齢者向けの 年金生活者等支援臨時福祉給付金が 支給されます

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者への支援を目的に支給されます。

内容をよく確認  
してくださいね

## 支給対象者

次の要件をすべて満たす人

- ▷基準日（平成27年1月1日現在）に亀山市に住民登録がある人
- ▷平成28年度中に65歳以上となる人  
（昭和27年4月1日以前に生まれた人）
- ▷平成27年度分の市県民税が課税されていない人  
（課税者に扶養されている人は対象外）
- ▷生活保護等を受給していない人

## 支給額

対象者1人につき **30,000円**

## 連絡事項

- ▷給付金申請場所（あいあい、関支所、加太出張所）では、課税等の状況に関するお問い合わせは一切受け付けできません。課税等の状況に関する問合せは、市役所本庁舎1階の財務部税務室となります。ご自身が本人確認書類を持参の上、直接お問い合わせください（電話でのお問い合わせは、本人確認ができないため受け付けできません）。
- ▷税務申告した時期などにより、支給対象者でも申請書が発送されていない場合があります。対象になると思われる人は、臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム（あいあい）へお問い合わせください。
- ▷給付金の申請期間などは各市区町村で異なります。亀山市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村にお問い合わせいただくか、各自治体のホームページなどでご確認ください。

厚生労働省  
給付金キャラクター  
「カクニンジャ」



「高齢者向け給付金」（30,000円）を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報<sup>よそお</sup>の詐取”にご注意ください！

- 市や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- 厚生労働省が、住民の皆さんの銀行口座の番号など、個人情報を照会することは絶対にありません。

自宅や職場などに、市や厚生労働省（の職員）などを騙った電話や郵便があった場合、市役所や警察署（または警察相談窓口電話【#9110】）へご連絡ください。

# <申請から振込みまでの流れ>



## ① 申請書の送付



支給対象と思われる人へ5月23日（月）に申請書を発送する予定です。  
※申請書が届かない人で支給対象になるとと思われる人は、お問い合わせください。  
※低所得や収入のない人であっても、平成27年度分の市県民税の申告をしていない人（未申告者）は支給対象判断ができないため、申請書は郵送しません。お問い合わせの上、平成27年度分の市県民税の申告を行ってください。  
※平成27年度分の申告や更正などを行い、非課税となり支給要件にあてはまる人には申請書を発行しますので、お問い合わせください。

## ② 申請書を提出



**申請期間** 5月24日（火）～8月24日（水）

※土・日曜日、祝日を除く

※午前8時30分～午後5時15分

**申請場所** あいあい、関支所、加太出張所

※市役所本庁舎では受け付けできません。

※上記の申請場所への持参、または申請書に同封の返信用封筒で郵送してください。

（郵送の場合は、8月24日（水）[申請期限]の当日消印有効）

**提出書類**

①必要事項を記入の上、押印した申請書

②本人確認書類の写し（運転免許証、旅券 [パスポート]、健康保険証など、有効期間内のものに限り。外国人は有効期限まで1カ月以上ある在留カードが必要です。）

※個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面、および通知カードの写しは不可

③振込先口座の金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し

※原則として申請者本人名義の口座に限り。やむを得ない事情で本人以外の口座への振込みを希望する場合は、上記のほかに、委任状と代理人の本人確認書類などの写しが必要です（委任状は市ホームページからダウンロードするか申請場所でお渡しします）。

## ③ 支給の決定



審査の上、支給対象になると認められた人には、支給決定通知を郵送します。

※対象として認められない人には、不支給決定通知を郵送します。

## ④ 給付金の振込み

支給決定通知を送付後、申請書に記入された指定口座に給付金を振り込みます。

※振り込みまでは、申請書の提出から1カ月半～2カ月程度かかる見込みです。

### 問合せ先

【申請方法などに関すること】臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム（あいあい ☎96-9029）

【制度に関すること】厚生労働省 臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル（☎0570-037-192）